

まち連だより



2月号

滋賀県知事 学校設置を認可

「認可が適当」とした私学審議会の判断をうけて

2013年2月6日に知事の諮問機関である第三者機関、私学審議会が開催され、幸福の科学学園・関西校の学校設置に関する審議が行われました。結果は、「学校設置の認可が適当」とする旨の判断での結審でした。審議会当日に、学園の校舎等、現地確認が行われ、私学審議会を管轄する滋賀県・総務部総務課の職員、並びに、私学審議会の委員の方々も仰木の里へ訪れた上での判断でした。滋賀県の嘉田由紀子知事は、この私学審議会の結果を尊重し、同月12日に幸福の科学学園・関西校の学校設置を認可しました。

住民の声を届けることは、最後まで拒否されました。

仰木の里学区自治連合会、及び、仰木の里まちづくり連合協議会(以下まち連)は、この2年半の間、滋賀県および私学審議会に対して、度重なる情報提供や要望書の提出を行ってきました。昨年12月21日に、学園の工事完了検査済証が発行されてからは、特に様々な要望書を提出し、厳正な審査をしてほしい、地元の声を聞いてほしい、と訴え続けてきました(下表参照)。しかし結果としては、住民提供の情報提供資料や要望書は「地元住民は当事者でない」との滋賀県総務課の判断により、私学審議会には上程されず、審議会当日も、やはり学園側へのみ「説明の機会」を30分ほど与えるという運営方針が貫かれました。最後まで、地域住民の見解は議論対象となることなく、学校設置認可の判断がなされてしまったのです。

日付	滋賀県・私学審議会へ提出した文書一覧
1/28	まち連、知事あて「幸福の科学学園関西校設置認可審議について」要望書
1/29	自治連、知事あて「幸福の科学学園関西校設置認可にかかる公正な審議の促進について」 自治連、審議会あて「違法建築の疑義がある学校設置に対し慎重な審議についての申し入れ」
1/29	自治連、私学審議会の委員への資料「私学審議会委員のみなさんに、今一度心から訴えます」提供。地元意見書含む。
2/4	まち連 審議委員あて「幸福の科学学園副理事長 林雅敏 氏による「住民は“最強最大の敵”」発言ビデオ送付
2/5	審議会の現地視察時、手紙により住民直訴

認可の採決は、異例の「全員一致ならず」(総務課コメント)

後日、住民が総務課と面談した際、私学審議会の採決は「全員一致での認可とはならなかった」ことが明らかになりました。私学審現地視察を見守った住民によれば、現地にて審議会委員より「開校に疑問を持つ住民が多数存在する」「住民の理解は得られているのか？」との指摘・疑問が投げかけられたとのこと。全員一致でなかった理由は明らかにはされていませんが、住民理解なきままの開校を問題視された可能性は否定できません。

本当に厳正で慎重な審査が行われたのでしょうか？ まち連「実態を明らかにし、世論に公正を問いたい」

私学審議会の審査プロセスにおいて、住民疎外ともいえる県総務課の運営方法や、不透明な審議内容や採決方法など、数々の疑問点がうかびあがってきました。これらの疑義を知りながらも、県知事が設置認可にふみきった理由を問うため、まち連から知事あてに質問状を提出しました(下記抜粋参照)。今後も、情報公開制度を活用して、私学審議会議事録を公開し、審議の過程でどのような議論が実際に行われたのかについて明らかにしていきたいと思えます。

- ・ (2011年8月29日、建物着工前の、いわゆる一次認可が出されるとされる審議会に 関し) 規定で定められた**挙手による採決は行わず**、審議会後に総務課課員が**審議員宅を戸別訪問し説得を行う**など異例の行為が行われ、しかも戸別訪問で明らかに反対意思を表明した審議員の意見があったにも関わらず「反対の意思はなかった」と虚偽の報告がされた上での認可であった。知事はこれらのことを知り得た上で私学審議会の審議が「厳正かつ慎重な審議」と判断した理由。
- ・ 2012年4月23日に開催された県・市連携会議にて「私学審議会の意見をきく段階にあるが、地元の危惧なり、専門家の分析結果などを審議会の方にしっかりお伝えする」と知事自ら発言されたにもかかわらず、そのような資料の上程や分析の機会は持たれぬまま認可をした理由。
- ・ 地盤の安全性は県や国の設置基準にも必須項目されているが、審議最終まで安全性は確認されず、議論もされず、またさらなる調査のため専門家の意見等の情報を入手することもなかった。運営事務局は**文部科学省が地盤の安全性に関して滋賀県が独自に調べる必要があると言及した**ことを知り得ていながら、これを調べなかった。にも関わらず、知事が「国の設置基準および県の審査基準に定める要件を満たしている」と判断された理由。
- ・ 審議会運営に関して疑義があることは、県に対して幾度も住民からの情報提供がされていた。知事は私学審議会の「審査結果を尊重した」とのコメントをされたが、知事自身の検討がなされたのか。

[幸福の科学学園の学校設置認可に係る質問状]より一部抜粋 (2/20知事へ提出)



建築確認への取り消し訴訟は 是正を求める訴えを追加

建設地近隣住民が天津地裁に提訴している「建築確認取り消し訴訟」は、これまで建築確認をおろす民間確認機関を相手に、建築確認の取消を訴えてきましたが、2012年12月の工事完了をうけて、新たに「天津市に行政権の発動を求める」訴えが追加されました。

これまでの違法建築の立証に加えて、違法建築物に対する「除却」「使用停止」等を促す命令を、行政として出すかどうか、争点となります。

なお、天津市が訴えの対象にはなりますが、行政への損害賠償を求める裁判ではありません。

仰木の里学区自治連合会では、雄琴・堅田・真野・仰木学区自治連合会へも、現状の説明と連携を呼びかけているとのこと。

今後の動きに注目が集まります。



学区内に掲示されているポスター「幸福の科学学園の学区内設置及び認可は容認できません」

学園との地域連携について考えてみませんか？

学校教育法43条では「学校は、保護者および地域住民の理解を深めるとともに学校の教育活動や学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする」とされています。

学校と地域の連携は、教育の目的を実現するため、法にも定められた大切な概念です。教育基本法13条には「地域連携」の精神がうたわれています。すなわち、「子供の健全育成、教育目的の実現」のために、学校、家庭のみならず、地域社会も関わって、それぞれの役割と責任を自覚し相互に緊密に連携協力する」ということが求められています。幸福の科学学園関西校が4月開校すること

が現実となった今、我々住民は、地域社会を構成する者として、今まで以上に、この地域連携について、深く考え、取り組んでいくことが求められています。まち連では、地元自治連合会や周辺地域とも連携しながら、学園に対して情報提供を求め、場合によっては改善を求めるかたちで、学園に通う子供たちの教育の発展に努めていきたいと考えています。

学園に「教育内容・地盤の安全性の情報提供」を求め続けます。

学園に対して、特に下記の項目について、情報提供を求めています。

- ① 禁止されている特定の政治教育を行っていないか(教育基本法14条)。幸福実現党の政策についての学習が行われているという一部報道があるが、政治的中立性は保たれているのか。
- ② 公教育として客観的な宗教教育の限度を逸脱していないか(同15条)。宗教立の私立学校であっても、公教育である以上、宗教教育は一般性を維持しなければならず、特定の教派の勧誘行為や洗脳を行ってはなりません。

③ 学校設置基準である、地盤の安全性に関して、ボーリング調査を実施し、子供達・地域の安全性の証明がなされること。

今までも、これらの点について何度も質問を繰り返してきましたが、学園からは一向に回答がないまま、今日に至っています。2年前の住民説明会の場においても、これらの質問をつみのこしたまま、約束した2回目の説明会は、ついに現在まで開かれることはありませんでした。このままでは、地域住民として「子供の健全育成」のための責任を果たせません。

地域連携の精神に逆行する学園の行動が続いています。「子供の健全育成に対し、地域ができること」とは何でしょうか。

学園は逆に、地域連携をないがしろにするような発言やチラシ配布を続けています。例えば、林学園副理事長による「住民は最強・最大の敵」という発言は、いまだ正式には撤回されていませんし、「対話会」なる数名程度の参加者で行った会において、学園副理事長自ら、地元自治連合会に対する批判を行い、それをチラシに掲載するなどしています。また、住民が地域一帯への説明会を求めているにも関わらず、近隣住民宅への戸別訪問を繰り返しています。その一方で、行政に対しては「地域連携に努力している」との報告を繰り返してきているのです。

県知事も、設置認可に際し、「幸福の科学学園においては、今後、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に地域に提供していただき、連携をしていただきたいと思います。」と述べ、学園に積極的な地域連携の姿勢を求めました。

私たち住民は、学園に対して、住民が抱く地域連携のための行動と情報公開を求め、教育内容・学校運営・安全性に関する一層の「透明性」と、公教育としての「質」を求めていきたいと考えます。

～のぼりに関するQ&A～

学園の工事が完了し、学校設置が認可された今も、仰木の里一帯でのぼりの数が増え続けており、1000本に迫る勢いです。同時に、のぼりを掲げることへリスクや今後の方針などに関する質問が寄せられていますので、ここで、主な質問とまち連の見解を紹介します。

Q1 学園開校後、のぼりを掲げていて、学園側から訴えられることはないですか？

A1 私たちは、ある事態に対する賛否を表明するについて、憲法上、「表現の自由」(憲法21条)が保障されており、例えば、「幸福の科学グループ進出 断固反対」という文言は、幸福の科学グループに対し、直接的に何らの評価を含まず、自分たちの意思を表明しているだけであり、法的に全く問題はありません。(弁護団からのコメント)

Q2 のぼりの文言は新しくしないのですか？

A2 地域連携への努力なく、地盤の安全性も確認されていないままの学園進出や、グループ進出に反対するという意思表示は、今も有効だと考えています。ただし、今後は、開校後の異なる観点からの文言を追加していくことも検討中です。

Q3 学園のチラシで(2月16日前後に戸別配布「地域の皆様へ」対話会16回のご報告にて)、『のぼりが子供達に対する「地域のいじめ」だ』と、記載されていました。そのような解釈は正しいのでしょうか？

A3 全く誤った考え方です。我々が反対しているのは、**地域連携を行わないままの学校設置やグループの進出**です。学園に通う子供達に対するものではありません。のぼりをいじめとして扱うことは、いわば子供を盾にして、のぼりを撤去させようとするキャンペーンともいえるでしょう。かつて白金小学校において、宗教法人 幸福の科学教祖の息子がいじめられたとして、教団自らが大量のビラをまいたという大規模なキャンペーンを彷彿とさせるものです。(『週刊文春』2007.1.4・11 『「幸福の科学」大川隆法夫妻三男のいじめに町中でビラばらまき』参照)

WEB署名をご存じですか？

住民有志が、今新聞記事等でも注目を集めている、インターネット上の署名活動を始めました。開校を目前に、住民の声を行政に届ける一つの手段です。ご近所・お知り合いにも、どんどん署名の輪を広げましょう！

- ① Change.org : <http://p.tl/NdeC> にアクセス。
 - ② 「滋賀県：幸福の科学学園が学校の運営を行わないように認可を保留または停止してください」をクリック。
 - ③ お名前・メルアドなど入力(個人情報是非公開にできます。)
- *署名後、お礼メールが届かない場合は、入力不備により受付完了できていませんので、ご注意ください。

